

令和7年4月1日より確認申請等の手数料が変更になります

苫小牧市では、建築基準法の改正等に伴い、令和7年4月1日から確認申請等の手数料を新設・改定します。

○主な手数料改定内容

- (1) 確認審査内容に合わせ、200㎡以内のものの審査省略有無の区分を新設
- (2) 規模の見直しにより手数料区分を改定
 - ・「200～500㎡」、「500～1,000㎡」を「200～300㎡」、「300～1,000㎡」に変更
 - ・「2,000～10,000㎡」を「2,000～5,000㎡」、「5,000～10,000㎡」に変更
 - ・「10,000～50,000㎡」を「10,000～20,000㎡」、「20,000～50,000㎡」に変更
- (3) 建築物省エネ法の仕様基準に適合するかどうかの審査をする場合の加算手数料の新設

●確認申請手数料

床面積の合計等		手数料の額	手数料の額 (計画変更)	手数料の額 (移転、大規模の修繕・ 模様替、用途変更)
30㎡以内のもの	確認の特例の場合	12,000円	当該計画の変更にかかる部分の床面積の2分の1の額 (床面積の増加する部分 にあっては、当該増加する部分の床面積の額)	当該移転、大規模の修繕・模様替、用途変更に係る部分の床面積の2分の1の額
	確認の特例以外	15,000円		
30㎡を超え、100㎡以内のもの	確認の特例の場合	19,000円		
	確認の特例以外	24,000円		
100㎡を超え、200㎡以内のもの	確認の特例の場合	28,000円		
	確認の特例以外	36,000円		
200㎡を超え、300㎡以内のもの		48,000円		
300㎡を超え、1,000㎡以内のもの		78,000円		
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		99,000円		
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		200,000円		
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		320,000円		
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの		480,000円		
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの		720,000円		
50,000㎡を超えるもの		960,000円		
建築設備		15,000円	9,000円	－
工作物		14,000円	9,000円	－

◎建築物省エネ法の仕様基準に適合するかどうかの審査をする場合の加算手数料

確認申請において、建築物省エネ法の仕様基準に適合するかどうかの審査をする場合には、一の建築物につき以下の金額を加算する。

建築物の用途	手数料の額
一戸建ての住宅	＋8,000円
共同住宅	＋32,000円

●完了検査申請手数料・中間検査申請手数料

床面積の合計等		完了検査		中間検査
		手数料の額	手数料の額 (中間検査合格証の 交付を受けた場合)	手数料の額
30㎡以内のもの	確認の特例の場合	13,000円	12,000円	－
	確認の特例以外	20,000円	18,000円	15,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	確認の特例の場合	16,000円	15,000円	－
	確認の特例以外	23,000円	22,000円	18,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	確認の特例の場合	20,000円	19,000円	－
	確認の特例以外	27,000円	26,000円	22,000円
200㎡を超え、300㎡以内のもの		35,000円	34,000円	29,000円
300㎡を超え、1,000㎡以内のもの		58,000円	56,000円	39,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		73,000円	71,000円	52,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		150,000円	140,000円	130,000円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		190,000円	180,000円	160,000円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの		230,000円	220,000円	200,000円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの		330,000円	320,000円	300,000円
50,000㎡を超えるもの		430,000円	420,000円	400,000円
建築設備		16,000円	－	－
工作物		13,000円	－	－